

生協名

No.

生協産直マネジメントシステム

生協版適正農業規範 青果・米編

点検表（2025年版）

団体名	生産者名	作物名

点検種別	実施日	点検者
自己点検（団 体）		
自己点検（生産者）		
内部監査		
二者点検		

生協組合員と生産者・流通事業者の、
よりよい信頼関係を構築するために。

日本生活協同組合連合会
全国産直研究会

生協版適正農業規範 青果・米編の使用方法

1. 生協産直マネジメントシステムとは

「生協産直マネジメントシステム」は、産直品を「たしかな商品」として組合員に届けるとともに、生協産直の取り組みをサポートする全国の生協の共通のツールです。

生産・出荷段階における「生協版適正農業規範」・「適正水産規範」、加工・流通段階の「適正流通規範」から、生協による販売・供給段階の「適正産直規範」をつなぐことによって、産直品の安全性とトレーサビリティを確保し、労働安全・環境保全・人権保護・経営管理など、事業の継続性のための取り組みを行います。

それらの取り組みは、自己点検と二者点検によって検証し、PDCAサイクルによる継続的改善を進めていきます。この生産から消費までの一貫した取り組みによってたしかな商品を実現するのが生協産直マネジメントシステムです。

生協産直マネジメントシステムの目的

- ①「たしかな商品」を組合員に届ける
- ②生産者・生産者団体の事業の持続性に貢献する
- ③生産者と消費者・組合員の信頼関係づくりに貢献する

※参考資料：生協産直マネジメントシステムの取り組み（日本生協連ホームページ）

<https://jccu.coop/activity/sanchoku/approach.html>

2. 適正農業規範 青果・米編の適用範囲

青果、米を生産・保管・出荷する生産者団体、および生産者が、この点検表の対象です。

※青果の包装・加工施設は、「適正流通規範」の点検表を使用します。

※米の精米施設は、各生協の工場点検の帳票によって点検を行います。

3. 点検表の使い方

はじめに点検対象の「区分」を修正します

団体事務局は、それぞれの点検項目の対象者（自己点検者）が、生産者なのか、団体なのか、あるいは両方なのか、それぞれの団体の実情に合わせて、「区分」を修正します。

※「区分」欄をクリックし、「生産者」「団体」「両方」のいずれかを選択します。

Excelファイルの場合、選択肢は「区分」シートで、追加・修正することができます。

（1）自己点検 ＜生産者・団体＞

団体事務局は、仕分けによって区分を修正した点検表を、生産者に提示します。生産者は、「区分」が「生産者」となっている点検項目について、生産者団体事務局は「団体」となっている点検項目について、自己点検を実施します。

※「両方」の項目は、生産者、団体、それぞれが自己点検を行います。生産者と団体が同じ点検表に記入する場合、どちらの点検結果か、はっきりわかるようによく記入します。

（２）内部監査 ＜団体＞

団体事務局は、生産者の自己点検の結果について内部監査（二者点検欄を使用）を行います。内部監査により個々の生産者の改善点を明らかにし、生産者に改善要請を行って改善の進捗を管理します。これらの結果について記録し、保管します。

（３）二者点検 ＜生協＞

生協は、（３）の生産者団体が自己点検した点検表に基づき二者点検を行います。

4．点検表の項目説明

規範項目	良い農場にしていくための基本的な規範を示しています。各点検項目の点検にあたっては、規範項目を満たしていることを含めて評価を行います。
分野	規範項目の主な目的を示しています。①産直、②コンプライアンス、③食品安全、④労働安全、⑤環境保護、⑥環境保全、⑦農場経営管理
解説	点検趣旨や語句の説明、点検時の留意点、参照する情報を記載しています。
点検項目	規範項目を実現するための、具体的な点検項目を示しています。【青果】、【米】、【スプラウト】、【きのこ】と表記がある点検項目は、その品目に限定した項目です。
区分	生産者・生産者団体、どちらがその役割を担っているのか（誰が自己点検を行うのか）、区分するための項目です。点検前にそれぞれの団体の実情にあわせて修正します。
自己点検 二者点検	点検結果を、適合：「○」、不適合：「×」、該当なし、証拠不十分、未点検、未確認：「－」のいずれかで記載します。（必須項目）
コメント	点検結果を判断した理由を記載します。自己点検と内部・外部点検の評価が異なる場合、必ずその判断内容を記載します。

※巻末に「規範で要求している文書一覧」、「基本用語の定義」を付けています。

5．適正農業規範の運用方法・お問い合わせ先

（１）運用・点検方法の詳細は運用マニュアルをご覧ください。

生協産直マネジメントシステム・運用マニュアル

https://jccu.coop/activity/sanchoku/pdf/sanchoku_manual.pdf →

（２）本点検表の内容・使用方法についてのお問い合わせ先

日本生活協同組合連合会 産直グループ sanchoku@jccu.coop



6．改定履歴

制定：2006年 青果生産者編・団体編を制定。

最終改定：2025年5月 スプラウト・きのこ類の点検項目を追加。

規範項目一覧

1. 生協独自	
1-01	生産する農産物は、食べる人への想いを持って生産、出荷している
1-02	生協の組合員、役職員と交流している
1-03	【団体】生協の理念や産直政策、組合員の声を、生産者に周知している
1-04	【団体】生協との取引に関する書類は、適宜、生協と確認し、更新・保管している
1-05	適正農業規範の自己点検を実施し、農産物の品質向上と農場管理の向上に役立てている
2. 経営体制全体	
2-01	圃場台帳・生産者台帳を作成し、現況どおり更新している
2-02	保有または管理している施設・設備・機械・計測機器は、台帳を持ち、定期的に点検している
2-03	コンプライアンス・危機管理・品質管理に関する組織体制を整備し、運用している
2-04	食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関する農場経営の方針を策定し、全従業員に周知している
2-05	【団体】圃場、作業用の施設等の巡回や、学習会等により生産者への指導をしている
2-06	農産物の生産に関わる基本的な法令について、情報収集し、遵守体制を整備している
2-07	【団体】農産物の生産に関わる基本的な法令について周知方法を整備している
3. 生産体制全体	
3-01	農産物に関わる知的財産を保護・活用している
3-02	品目・品種別・栽培方法別・圃場別の生産計画を作成し、保管している
3-03	生産記録を作成し、保管している
4. リスク管理	
4-01	食品安全・労働安全・環境保全について、リスク評価を行い、対策の設定、実施、検証、見直しを行っている
4-02	農産物の収穫、入荷、出荷について、追跡可能な形で記録を作成し、保管している
4-03	【米】米の乾燥調製、保管の記録を作成し、保管している
4-04	【団体】入出荷計画を作成している
4-05	【団体】定期的に栽培の確認会（部会）を実施し、その記録を作成し、保管している
4-06	品質基準、出荷基準等に基づき管理している
4-07	【青果】基準や手順どおりに、検品、選別作業をしている
4-08	【米】乾燥、粳摺り、調製の基準及び点検手順を作成し、運用している
4-09	【米】保管・出荷する米は適切に区分管理している。
4-10	表示のある包材、ラベルなどの記載内容について管理している
4-11	【米】収穫した米に、異種穀粒・異物混入の防止策をとっている
4-12	農産物の安全性を確保するため、外部に委託している工程について、適切に管理している
4-13	農産物の安全性に係る資材、サービスの提供事業者については、選定方法を定め、選定している

4-14	商品や農場・団体への苦情・問い合わせに対応する体制がある
5. 人的資源	
5-01	働く人の人権・健康・安全を守る雇用・労働環境の整備を行っている
5-02	作業員、従業員に対し、食品安全、環境保全、労働安全に関する必要な教育、訓練を行っている
5-03	作業員、従業員、生産者の定期健診等、健康管理に努めている
5-04	疾病や事故に備えた保険・共済に加入している
5-05	さまざまなリスクによる収入の減少や損害に備えている
5-06	【米】乾燥調製貯蔵施設等は適正に管理・運用されている
5-07	リスク評価の結果に基づき、圃場・作業用の施設の危険な箇所、危険を伴う作業を把握し、安全を確保している
5-08	リスク評価の結果に基づき、事故時の対策が定められ、必要な備品を備えている
6. 経営資源	
6-01	圃場や栽培用の施設への入場ルールを定め、入場者（訪問者含む）へ掲示などの方法で周知している
6-02	圃場及びその周辺を衛生的に管理している
6-03	作業用の施設には、手足の洗い場とトイレがあり、衛生的に管理している
6-04	土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性を考慮し、対策を講じている
6-05	土壌の侵食を軽減する対策を実施している
6-06	適切な肥料設計により土壌管理を行っている
6-07	使用する水の用途ごとに、水源を把握している
6-08	水質汚染地域の情報を把握している
6-09	【青果】養液栽培の場合、培養液汚染防止対策を行っている
6-10	圃場や施設で使用する水や排水が汚染されないように管理している
6-11	【米】代かき後の濁水流出に配慮している
6-12	栽培、育苗用の施設について、適切な内部構造、防犯設備等を確保している
6-13	作業用の施設は、適切な内部構造、防犯設備等を確保しており、安全に農産物の集荷、保管、出荷を行うことができる
6-14	農産物の汚染や異物混入を防ぐため、作業用の施設内の整理、整頓、清掃を行い、清潔な状態を維持している
6-15	農産物の異物混入や汚染、病原性微生物の繁殖を防ぐため、有害生物の侵入防止対策を講じ、駆除している
6-16	作業用の施設での農産物への汚染や異物混入対策を行っている
6-17	作業員に怪我や病気が発生した場合の対応を決めている
6-18	圃場、栽培施設での異物混入防止や交差汚染対策をとっている
6-19	【青果】収穫した農産物を区分管理している
6-20	収穫作業、収穫後の農産物への異物混入の防止策をとっている
6-21	作業用の施設の喫煙・飲食場所を指定している

6-22	農産物は適切な温度で、適切に衛生管理された施設に保管している
6-23	農機具・農業用の資材・器具、及び運搬用の器具を、清潔に保っている
6-24	機械・装置・器具等を、適切に管理している
6-25	食品安全や品質を担保するための計量器や計測機器類を適切に管理している
6-26	栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具や包装容器や掃除道具及び洗浄剤、消毒剤、機械油等の素材や材質を確認している
6-27	包装用の資材を衛生的に管理している
6-28	家庭用の殺虫剤、殺鼠剤を適切に管理している
6-29	事故を防ぐため、機械、装置、器具等は適正に使用している
6-30	燃料やオイルの適切な管理を行っている
6-31	農場から発生する廃棄物を適切に分別・管理している
6-32	農薬や肥料を使用する際には、周辺住民、周辺環境に配慮している
6-33	生物多様性に配慮して鳥獣被害防止対策を行っている
6-34	生物多様性への配慮と維持・増進を目指した生産活動を行っている
7. 栽培管理	
7-01	種子や苗の品種、使用農薬を管理している
7-02	隣接圃場からの農薬ドリフトの影響がないように管理している
7-03	農薬の使用を減らす取り組みをしている
7-04	農薬使用計画は、登録された農薬の使用基準に従って策定し、計画に基づいて適正に使用している
7-05	農薬を適切に調製し、使用した計量器等を適切に洗浄している
7-06	混植している作物相互の汚染や隣接圃場への農薬の飛散が起こらないように管理している
7-07	ドリフトリスク低減対策を行っている
7-08	農薬を安全に使用するための服装・保護具を着用し、適切に管理している
7-09	【米】水田からの農薬の流出に配慮している
7-10	農薬の散布機や防除器具を適切に管理・洗浄している
7-11	農薬の使用記録を作成・保管している
7-12	農薬を適切に保管・在庫管理している
7-13	【団体】各生産者の生産記録を出荷前に点検し、適切な収穫管理を指導している
7-14	農薬残留検査の計画を作成し、実施している
7-15	施肥計画は、食品安全、環境保全に配慮して策定している
7-16	施肥計画・施肥基準書に沿った施肥作業を行っている
7-17	肥料・堆肥を適切に製造、保管、使用している
7-18	【スプラウト類】スプラウト類は、安全性に配慮し、衛生的に生産、取り扱っている
7-19	【きのこ類】きのこ類は、安全性に配慮し、衛生的に生産、取り扱っている

点検表

1. 生協独自						
番号	規範項目					分野
1-01	生産する農産物は、食べる人への想いを持って生産、出荷している					産直／コンプライアンス
解説	点検を始めるにあたり、組合員に「たしかな商品」を届けるという生協産直マネジメントシステムの目的を相互に確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-01-1	生産する農産物は、食べる人への想いを持って生産、出荷している	両方				

番号	規範項目					分野
1-02	生協の組合員、役職員と交流している					産直
解説	【交流】 生産者と生協組合員・役職員が、産地見学・商品学習・産地への支援活動等、多様な活動を通じて相互理解を深める取組みのこと。産地訪問など直接の交流だけでなく、オンライン交流や産地だより等の情報発信、学習会やイベント等への参加を含む。 ※「生協産直・産地交流ガイドライン」 https://jccu.coop/activity/sanchoku/pdf/kouryu.pdf					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-02-1	生協の組合員、役職員と交流している。または、交流する意思がある	両方				
1-02-2	生協の理念、産直政策を理解し周知している	団体				
1-02-3	交流を行っている場合、交流計画と交流実績の記録があり、交流活動の評価と改善を行っている	団体				

番号	規範項目					分野
1-03	【団体】 生協の理念や産直政策、組合員の声を、生産者に周知している					産直

解説	互いにより強固な信頼関係を作り上げて行くため。組合員の声には、商品のお申し出も含む。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-03-1	取引している生協の理念、産直政策、組合員の声を生産者に伝える場を設けている	団体				
1-03-2	取引している生協毎に組合員の声を定期的に入手し、生産・品質管理に活かしている	団体				

番号	規範項目					分野
1-04	【団体】生協との取引に関する書類は、適宜、生協と確認し、更新・保管している					産直
解説	【生協との取引に関する文書】①取引基本契約書、②仕様書、③生産計画・給餌計画、または関係する会議録・商談記録を指し、そのすべてが生協との約束事として双方で確認していることが重要。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-04-1	生協との取引に関する書類は、必要に応じて更新し、文書で生協と相互確認している	団体				
1-04-2	生協との取引に関する書類の最新版を保管している	団体				

番号	規範項目					分野
1-05	適正農業規範の自己点検を実施し、農産物の品質向上と農場管理の向上に役立てている					農場経営管理
解説	適正農業規範：ここでは、生協版適正農業規範と第三者認証GAP、および「国際水準GAPガイドライン」に準拠したGAPを指す。 内部監査：ここでは、団体事務局が生産者・自組織の取り組みについて点検を行い課題を確認する取り組みのこと。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
1-05-1	適正農業規範による自己点検を行っている	両方				

1-05-2	内部監査、取引先による二者点検、第三者機関等による審査を受け入れている	両 方				
1-05-3	自己点検の結果や内部監査・取引先による二者点検・第三者機関等による審査の指摘事項について、改善に向けて進捗管理を行っている	両 方				
1-05-4	【団体】適正農業規範による自己点検、内部監査を行っている	団 体				
1-05-5	【団体】取引先による二者点検、第三者機関等による審査を受け入れている	団 体				
1-05-6	【団体】自己点検の結果や内部監査・取引先による二者点検・第三者機関等による審査の指摘事項について、改善に向けて進捗管理を行っている	団 体				
1-05-7	【団体】生産者全員に、適正農業規範の自己点検を指導し、適正農業規範に関する情報提供、学習会を行っている	団 体				
1-05-8	【団体】生産者の自己点検結果について内部監査を行い、不適合事項を指摘して改善を促している	団 体				

2. 経営体制全体						
番号	規範項目					分野
2-01	圃場台帳・生産者台帳を作成し、現況どおり更新している					農場経営管理
解説	圃場台帳：生産者名、出荷品目名が明記されていること。 生産者台帳：生産者名、地番、面積、品目が明記されていること。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-01-1	品目別、または品種別に、地番と面積を記載した生産者の圃場を特定できる圃場台帳を作成し、現況どおり更新している	両方				
2-01-2	【団体】生産者台帳があり、現況どおりに更新している	団体				
2-01-3	【団体】生産者台帳は、正組合員、准組合員、特別会員、協力会員などがわかるようになっており、会員の基準が明確になっている	団体				
2-01-4	【団体】新メンバーを加える場合、内部規定等に適合しているか確認している	団体				

番号	規範項目					分野
2-02	保有または管理している施設・設備・機械・計測機器は、台帳を持ち、定期的に点検している					農場経営管理
解説	施設：資材置き場、農機具倉庫、育苗・乾燥・調製施設、選果場、出荷場、ハウスなど 設備：施設に備えられている機材や機器（ハウスの加温機等）					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-02-1	用途・地番・面積が記載された施設台帳、用途・保守管理履歴等が記載された設備台帳があり、現況どおりに更新されている	生産者				
2-02-2	周辺に異物混入や重金属・放射性物質等のリスクが想定される場合、これを台帳に付記し必要に応じて点検している	生産者				
2-02-3	機械・計測機器類の台帳は現況どおりに更新され、台帳に基づいて必要な点検を行っている	生産者				

番号	規範項目					分野
2-03	コンプライアンス・危機管理・品質管理に関する組織体制を整備し、運用している					農場経営管理
解説	コンプライアンス：法令やルールを遵守することはもとより、広く倫理や道徳を含む社会的規範を遵守し行動すること。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-03-1	コンプライアンス体制の責任者を記載した文書があり、内外に周知している	両方				
2-03-2	商品事故対応を含む危機管理体制及び手順を記載した文書があり、対応を記録している	両方				
2-03-3	品質に関して、管理すべき事項を明確にし、管理する部署と人を適切に配置している	両方				
2-03-4	品質管理体制及び品質管理の手順を記載した文書がある	両方				
2-03-5	コンプライアンス・危機管理・品質管理に関して、手順に基づき運用している	両方				

番号	規範項目					分野
2-04	食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関する農場経営の方針を策定し、全従業員に周知している					農場経営管理
解説	持続可能な農場にするためには、どのような農場にしたいかという方針を定めることが重要。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-04-1	農場運営の方針を定めている	生産者				
2-04-2	上記の方針を全従業員に周知している	生産者				

2-04-3	農場の方針、適正農業規範・GAPの取り組みに基づき、農場のルール（農場運営に関する手順書・基準書）の決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施している	生産者				
--------	---	-----	--	--	--	--

番号	規範項目					分野
2-05	【団体】圃場、作業用の施設等の巡回や、学習会等により生産者への指導をしている					農場経営管理
解説	圃場、作業用の施設等の巡回：圃場、作業用の施設、資材置場等、生産者の農産物生産現場を、見回りながらチェックし、生産者と話し合うこと。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-05-1	生産者の圃場や施設の巡回、相談に応じた指導、部会などの学習会など、生産者に対し学習の機会を提供している	団体				
2-05-2	巡回、指導、学習会の内容には、農薬・肥料・衛生等の管理、環境保全・労働安全・労務管理の項目を含んでいる	団体				
2-05-3	巡回や学習会の結果を記録している ※記録には、日時、参加者、講師、テーマ、使用した資料等を含む	団体				
2-05-4	生産者からの農産物の生産に関わる相談に対応する窓口がある	団体				

番号	規範項目					分野
2-06	農産物の生産に関わる基本的な法令について、情報収集し、遵守体制を整備している					農場経営管理
解説	基本的な法令：JAS法、食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法、食品表示法、労働基準法					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-06-1	必要に応じて情報を入手することが可能になっている	両方				
2-06-2	【団体】法令遵守を指導する体制および、生産者の法令遵守を確認することができる体制を整備している	団体				

番号	規範項目					分野
2-07	【団体】 農産物の生産に関わる基本的な法令について周知方法を整備している					農場経営管理
解説	農産物に関わる基本的な法令について、周知し、生産者が理解することが重要。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
2-07-1	農産物の生産に関わる法令についての学習会を開催し、生産者に周知し、出欠と学習会の内容を記録している	団体				
2-07-2	農産物の生産に関わる法令について掲示している、もしくは、伝えた文書がある	団体				
2-07-3	欠席者のフォローを実施し、記録している	団体				

3. 生産体制全体						
番号	規範項目					分野
3-01	農産物に関わる知的財産を保護・活用している					農場経営管理
解説	農業分野では、新たに開発された技術、工夫した器具、商品の名称、農場のロゴマーク、ブランド、改良した品種などがあり、特許、実用新案、商号登録、商標登録、意匠登録、地理的表示（GI）保護制度、品種登録などによって法的に保護される。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
3-01-1	商品化にあたって特許、実用新案、意匠・商標登録を確認するなど、他者の知的財産を侵害していないことを確認している	両方				
3-01-2	登録品種は、利用条件を確認・遵守し、必要な許諾手続きを行って利用している	両方				
3-01-3	新たに開発した技術、品種、ブランド化した商品等がある場合、知的財産保護制度（特許・実用新案申請、意匠・商標登録、品種登録等）を活用している	両方				

番号	規範項目					分野
3-02	品目・品種別・栽培方法別・圃場別の生産計画を作成し、保管している					農場経営管理
解説	栽培方法別：J A S 有機、特別栽培、慣行栽培等の区分のこと。 生産計画：どの作目を、どのくらいの経営規模（面積、生産量）で、どのような栽培方法で生産するかを決めていく計画のこと。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
3-02-1	生産計画には、圃場、予定収穫量、使用予定農薬、肥料を明記している（肥料と農薬は別途、一覧表等で参照できれば良い）	生産者				
3-02-2	生産計画は、生産者と生産者団体の双方が内容を確認し、共有している	両方				
3-02-3	生産計画は、品目・品種毎にその土地に適した品目内容になっている	生産者				

3-02-4	生産計画は、農薬・肥料・品種などを、農薬取締法及び使用基準、肥料取締法、種苗法、食糧法（用途限定米との区分）などの法律を遵守していることが照合できるように記載している	生産者				
3-02-5	団体が作成する生産計画は、各生産者が作成する生産計画と整合するものである	団体				

番号	規範項目					分野
3-03	生産記録を作成し、保管している					農場経営管理
解説	生産記録：使用農薬・肥料および収穫量を明記、問題が発生した際に原因の特定、対象範囲の特定に確実に対応できるもの。形式は問わない。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
3-03-1	栽培圃場、農薬散布や施肥などの作業内容、作業日を明記した生産記録がある	生産者				
3-03-2	使用した農薬及び農薬の使用基準が遵守されていることが確認できる	生産者				
3-03-3	使用した肥料及び使用方法が確認できる	生産者				
3-03-4	過去の生産記録を保管し、生産計画の立案の際に活用している	生産者				
3-03-5	生産に係る記録（防除、施肥、調製、保管など）は最低2年保管されている	生産者				
3-03-6	【団体】生産者から集めた生産記録を参考に、次作の計画が適正であることを点検している	団体				

4. リスク管理						
番号	規範項目					分野
4-01	食品安全・労働安全・環境保全について、リスク評価を行い、対策の設定、実施、検証、見直しを行っている					食品安全 労働安全 環境保全
解説	リスク評価：作業工程に潜むリスクを見つけ出し、どういうリスクか調べ、その上で、そのリスクの発生頻度や重篤性からレベル分け（許容できるレベルか管理が必要なレベルか）すること。 ※『リスク評価の手引き』参照 https://jccu.coop/activity/sanchoku/pdf/risk_tebiki.pdf					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-01-1	農場・機具・作業の危害を特定し、食品安全に関するリスク評価を行っている	生産者				
4-01-2	農業活動においてのリスク要因を特定し、労働安全に関するリスク評価を行っている	生産者				
4-01-3	農業活動においてのリスク要因を特定し、環境保全に関するリスク評価を行っている	生産者				
4-01-4	リスク評価結果に基づき、リスクが高いと評価した事項についてリスク低減のための農場のルールの設定、および対策を実施している	生産者				
4-01-5	定期的にリスク評価の結果を見直し、必要に応じてリスク管理の修正を行っている	生産者				

番号	規範項目					分野
4-02	農産物の収穫、入荷、出荷について、追跡可能な形で記録を作成し、保管している					農場経営管理
解説	農産物と出荷、出荷と収穫、収穫と栽培（防除、施肥、種苗管理等）の記録を日付・圃場名・品種名等で紐づけることによって、トレーサビリティを確保する。事故品から原因となる場所・作業に遡ることができる、問題が発生した作業・場所から同じロットの農産物をどこに出荷したか辿ることができる必要がある。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント

4-02-1	出荷する農産物、送り状、納品書等に、農場名・名称・原産地の表示を行っている	生産者				
4-02-2	品目別・品種別に、収穫量・収穫時期を記録している	生産者				
4-02-3	出荷日から圃場が特定（複数でも可）できる	生産者				

番号	規範項目					分野
4-03	【米】米の乾燥調製、保管の記録を作成し、保管している					農場経営管理
解説	※カントリーエレベータに全量納入している場合は対象外 乾燥調製：収穫した米を乾燥し、きょう雑物を除去し、水分率を調整する作業、工程を指す。生産者、農家により糲摺り、色選が行われている場合は、その工程も含む。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-03-1	乾燥調製の記録を持っている	生産者				
4-03-2	記録からロットを特定することが出来る	生産者				
4-03-3	保管の記録を持っている	生産者				

番号	規範項目					分野
4-04	【団体】入出荷計画を作成している					農場経営管理
解説	入出荷計画：所属する生産者からの受入品目、数量、時期、入荷形態、栽培区分、及び取引先への出荷品目、数量、時期、出荷形態、栽培区分を明確にした計画。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-04-1	品目・品種別、栽培方法別の入出荷計画を作成している	団体				

番号	規範項目					分野
----	------	--	--	--	--	----

4-05	【団体】定期的に栽培の確認会（部会）を実施し、その記録を作成し、保管している					農場経営管理
解説	確認会（部会）：この項目では、栽培計画の交流や指導、生育状況の確認や変更、農業技術の交流や指導、収穫量の予測などのために開催される会議のこと。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-05-1	栽培状況の確認のために定期的に、栽培の確認会を実施しており、記録を作成し、保管している	団体				

番号	規範項目					分野
4-06	品質基準、出荷基準等に基づき管理している					農場経営管理
解説	品質基準：対象となるものの品質（規格、重量、外観、性能、成分など）を定めたもの。 出荷基準：出荷する際の品質(規格、重量、個数、外観、包装、荷姿等)を定めたもの。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-06-1	品質基準、出荷基準をもっており、基準等に基づき保管・選別等の各工程の管理をしている	生産者				
4-06-2	出荷の作業を記録している	生産者				
4-06-3	出荷先ごとに出荷の記録を保管している	生産者				
4-06-4	【青果】品目毎に、出荷限界日数が決められている	生産者				
4-06-5	【青果】在庫品は、品目ごとに適切な管理手順があり、記録し、管理している	生産者				
4-06-6	【米】保管している米の記録を作成し、保管数量を確認できる仕組みがある	生産者				
4-06-7	【米】米穀の取引等に関する記録は3年間（必要な場合は5年間）保存している	生産者				

4-06-8	【団体】入荷の記録を保管している	団 体				
4-06-9	【団体】記録からロットを特定できる	団 体				

番号	規範項目					分野
4-07	【青果】基準や手順どおりに、検品、選別作業をしている					農場経営管理
解説	入荷検品基準：農産物の入荷受け入れ時の品質（産地、品質、規格（量目、本数）、等級、栽培区分、包材、表示等）の基準を定めたもの。 選別基準：受け入れた農産物の商品化の際の品質（産地・品質・規格・等級、栽培区分・包材・表示等）の選別の基準を定めたもの。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-07-1	検品基準書または手順書がある	団 体				
4-07-2	手順どおりに検品を行い、記録している	団 体				
4-07-3	選別基準書または手順書がある	団 体				
4-07-4	選別結果が記録されている	団 体				
4-07-5	不適合品を正規品と区分し、管理している	団 体				

番号	規範項目					分野
4-08	【米】乾燥、粳摺り、調製の基準及び点検手順を作成し、運用している					農場経営管理
解説	基準書には、品種（コンタミの防止策を含む）、品質、規格、栽培区分、荷姿が明記されていることを確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント

4-08-1	乾燥、粳摺り、調製の基準書がある	生産者				
4-08-2	乾燥、粳摺り、調製の手順書がある	生産者				
4-08-3	乾燥、粳摺り、調製の結果が記録されている	生産者				

番号	規範項目					分野
4-09	【米】 保管・出荷する米は適切に区分管理している。					農場経営管理
解説	用途限定米穀：①加工用米、②新規需要米（飼料用、米粉用、輸出用等）、③区分出荷米又は国並びに米穀安定供給確保支援機構が用途を限定して販売した米穀。 食用不適米穀：①カビが付着した米穀、②重金属の基準値を超えた米穀、③残留農薬基準値を超えた米穀。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-09-1	穀物検査の記録を保管している。穀物検査を受けていない場合は、産地、品種、産年の根拠資料（種子更新証明、生産記録等）を保管している	生産者				
4-09-2	取引先と合意した内容に基づき、収穫した米を品種、栽培区分別に管理している	生産者				
4-09-3	用途限定米穀、食用不適米穀は適切に区分保管し、販売・処分されている	生産者				

番号	規範項目					分野
4-10	表示のある包材、ラベルなどの記載内容について管理している					農場経営管理
解説	産地名は、特に、生産者が複数の「行政区」にまたがる場合に適正に表示しているかを確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント

4-10-1	【青果】表示のある包材・シール・カード・箱等の表示は適正である	生産者				
4-10-2	【青果】表示のある包材・シール・カード・箱等を、整理・整頓し、明確に区別して保管している	生産者				
4-10-3	【青果】貼付、封入、包装、梱包する農産物と包材等の記載内容に齟齬がないか、作業の開始時に確認している	生産者				
4-10-4	【米】一度使用された農産物検査証明の表示がある米の袋に再び米を入れて流通させる場合は、農産物検査証明の表示を除去又は抹消している	生産者				

番号	規範項目					分野
4-11	【米】収穫した米に、異種穀粒・異物混入の防止策をとっている					食品安全
解説	異種穀粒混入防止対策、金属除去（磁石）や石抜き対策が施されているか、食中毒原因物質のリスクを考慮しているか確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-11-1	異種穀粒、異物を取り除く工程（作業、装置等）を設けている	生産者				
4-11-2	その工程が機能していること（異物等が除去出来ていること）を確認している	生産者				
4-11-3	必要に応じ、工程の管理のための記録（除去した異物、機能テストの結果、校正、清掃作業等）を保管している	生産者				

番号	規範項目	分野
4-12	農産物の安全性を確保するため、外部に委託している工程について、適切に管理している	農場経営管理

解説	契約書：以下の内容を含む文書①外部委託先の名称、所在地、連絡先及び代表者名、②外部委託する業務及び業務に関する食品安全のルール、③②について生産者団体が定めたルールに従うことの合意、④契約違反の場合の措置に関する合意。 対象となる作業：栽培の各工程（堆肥散布、播種・育苗、水管理、防除など）、収穫、乾燥、調製、包装、保管、運搬など。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-12-1	作業を外部委託している場合、外部委託先と契約書を締結しているか、契約に代わる仕様に係る文書を保持している	両方				
4-12-2	点検を実施し、問題がある場合は、適切に対策（指導の徹底、委託先の変更、契約の見直し等）を講じている	両方				
4-12-3	外部委託先に対し、食品安全を確保するための作業上の注意事項を文書化し合意している	両方				

番号	規範項目					分野
4-13	農産物の安全性に係る資材、サービスの提供事業者については、選定方法を定め、選定している					農場経営管理
解説	農産物の安全性に係る資材、サービスを特定する対象例：種子、農薬や肥料の販売店、水質、包装資材、残留農薬検査機関、共同防除、運輸、保管等のサービス提供事業者等。分析検査等のサービス提供者については、取引先との合意に基づくルールにより検査を実施している場合は、ルールで規定した検査機関。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
4-13-1	農産物の安全性に係る資材、サービスを特定（対象ごとに提供者をリスト化など）している（対象については、解説参照）	両方				
4-13-2	評価の方法、選定の方法（実施者、実施基準、実施時期など）を定めている	両方				
4-13-3	分析検査等のサービス提供者については、その信頼性の担保を確認している（例えば、厚労省の登録検査機関・ISO/IEC17025の認証機関・公的機関等）（解説参照）	両方				
4-13-4	評価、選定の方法に基づき、資材、サービスの提供者を評価、選定している（評価の基準として安全性の担保や安定供給等）	両方				

4-13-5	定期的に資材、サービスの提供者を見直している	両方				
--------	------------------------	----	--	--	--	--

番号	規範項目						分野
4-14	商品や農場・団体への苦情・問い合わせに対応する体制がある						農場経営管理
解説	苦情・問い合わせは、①商品、②商品以外、③団体内部のルール違反の3区分に分類でき、それぞれに対しての点検項目を設定する。						
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント	
4-14-1	商品に対する取引先・消費者からの苦情・問い合わせへの対応手順を定めている	両方					
4-14-2	農場や団体に対する苦情・問い合わせ（騒音、臭気、乱暴な運転、泥を落とす、野焼き、ドリフト等）への対応手順を定めている	両方					
4-14-3	農場や団体内部のルール違反（パワハラ、セクハラ、定めたリスク低減対策を実施しない、必要な記録の未作成など）への対応手順を定めている	両方					
4-14-4	3つの手順（商品、農場・団体、内部ルール）に対応する部署と責任者を定めている	両方					
4-14-5	3つの手順（商品、農場・団体、内部ルール）に基づきそれぞれ記録を作成し、改善と再発防止に活用している	両方					

5. 人的資源						
番号	規範項目					分野
5-01	働く人の人権・健康・安全を守る雇用・労働環境の整備を行っている					人権保護
解説	労働条件：日本の場合、「労働条件明示書（雇用契約書・就業規則と併用可）」で次の事項の明示は必須。①労働契約の期間、②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項、③就業の場所、従事する業務の内容、④就業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項、⑤賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締め切り・支払いの時期に関する事項、⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む） ※外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示す。 ※その他、使用者が定める場合には、例えば賃金から控除する内容（食費、作業用品等）、昇給に関する事項を明記する。 ※家族経営の場合、役割や就業条件があいまいになりやすいため、家族間で十分に話し合っ て取り決める。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-01-1	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿がある	両 方				
5-01-2	労働者に対し、就労前に労働条件を理解し 確認できる文書で示している	両 方				
5-01-3	【団体】生産者が適切な雇用管理ができる よう、生産者団体が支援している	団 体				
5-01-4	外国人労働者を採用する場合、在留許可が あり就労可能であることを確認している、 また、受け入れ時、離職時にハローワーク へ届け出ている	生 産 者				
5-01-5	住居を提供する場合、住居として支障がな い十分な広さと設備を提供している	生 産 者				
5-01-6	家族経営の場合、就業環境や報酬等につい て、協定や取り決めがある	生 産 者				
5-01-7	使用者と労働者との間で、年1回以上、労働 条件、労働環境、労働安全について意見を 交換し、実施内容を記録している	両 方				

番号	規範項目					分野
5-02	作業者、従業員に対し、食品安全、環境保全、労働安全に関する必要な教育、訓練を行っている					農場経営管理
解説	業務・作業ごとに責任者が明確であり、各責任者が、教育訓練を実施していることが重要。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-02-1	農場運営責任者が、農場の運営（一般的な衛生管理等）に関する手順書、基準書等を整備、更新し、作業者、従業員に対して教育・訓練を行い、記録している	生産者				
5-02-2	施設・設備・農業機械の各責任者が、効率的な使用管理を行い、作業者、従業員に指導し、教育を行っている	生産者				
5-02-3	農産物の規格、出荷仕様、商品の表示等の責任者が、手順書、基準書等を整備、更新し、作業者、従業員に対して教育・訓練を行い、記録している	生産者				
5-02-4	農薬管理責任者が農薬の管理について手順書、基準書等を整備、更新し、作業者、従業員に対して教育・訓練を行い、記録している	生産者				
5-02-5	肥料管理責任者が、肥料の管理について手順書、基準書等を整備、更新し、作業者、従業員に対して教育・訓練を行い、記録している	生産者				

番号	規範項目					分野
5-03	作業者、従業員、生産者の定期健診等、健康管理に努めている					人権保護 農場経営管理
解説	健康診断：労働安全衛生法により、雇入時の健康診断、定期健康診断等が義務付けられている。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-03-1	作業者・従業員は定期健診を受診し、記録を保管している	両方				

5-03-2	臨時の作業者にも健康診断の受診をすすめている	両 方				
--------	------------------------	--------	--	--	--	--

番号	規範項目	分野				
5-04	疾病や事故に備えた保険・共済に加入している	人権保護 農場経営管理				
解説	労災保険：労働者の業務上や通勤によるけがや病気等を対象として補償する保険。原則一人でも労働者を使用する事業所は労災に加入しなければならない。常時雇用5人未満の農林水産業の一部は任意適用だが、任意適用事業所であっても、事業継続、補償の観点から労災保険加入を検討すべき。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-04-1	作業員・従業員は、労働災害保険に加入している	両方				
5-04-2	経営者は、障害等が保証される保険や共済に加入している	両方				

番号	規範項目	分野				
5-05	さまざまなリスクによる収入の減少や損害に備えている	農場経営管理				
解説	この規範項目では、収入減や損害のリスクを認識し、対策を講じているかを確認することが重要。災害等への備えと事業継続計画は、下記を参考にチェック・策定する。 ※自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP（農林水産省） https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html 収入保険：2019年1月より開始。品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を幅広く補てんする保険。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-05-1	さまざまなリスクによる収入の減少や損害に備え、収入保険や各種共済、損害保険に加入している	両方				

番号	規範項目	分野
----	------	----

5-06	【米】 乾燥調製貯蔵施設等は適正に管理・運用されている					農場経営管理
解説	乾燥調製貯蔵施設等：ここでは、ライスセンターやカントリーエレベーター、ライスターミナル等を指す。 施設の管理者とオペレータの責任分担の明確化：施設の管理運用体制を整備し、過剰な荷受に伴う、翌日の荷受停止の判断等について施設の管理者が責任をもって判断するなど、施設の管理者とオペレータとの責任分担を明確にすること。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-06-1	乾燥調製貯蔵施設等の運営にあたり、施設の管理者とオペレータの責任分担が明確になっている	団体				

番号	規範項目					分野
5-07	リスク評価の結果に基づき、圃場・作業用の施設の危険な箇所、危険を伴う作業を把握し、安全を確保している					労働安全
解説	・危険を伴う作業：機械作業、高所作業、農薬散布作業など。 ・従事者の制限：酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限、高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮、未熟な農作業者に対する熟練者による指導など。 ・公的な資格の取得や講習の受講が必要な作業：操作する車両に合った運転免許（トラクター＝大型特殊、トレーラー＝けん引）、移動式クレーン、玉掛け、フォークリフト、建設作業機械、ボイラー、乾燥設備作業、はい作業、酸欠作業、吊り下げ高所作業など、道路交通法や労働安全衛生法に規定されている資格等。 ・農薬使用の際の防護措置：必要に応じてマスク、防護メガネ、手袋、長靴、カッパ、エプロンなどを着用する。 ・安全に作業を行うための服装や保護具：転落・転倒事故の危険性が高い箇所でのヘルメットの着用、高所作業での命綱の使用、障害防止のための安全靴、保護手袋の着用など。 ・保護具の管理：機能が維持されているか、使用前後の点検、日常の保守管理を実施する必要がある。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-07-1	農作業、作業用の施設の危険な箇所、危険な作業を認識している	両方				
5-07-2	危険な箇所、危険な作業は、作業環境や設備等の改善によって、危険を軽減するよう取り組んでいる	両方				

5-07-3	危険を伴う作業の従事者を制限している	両 方				
5-07-4	公的な資格の取得や講習の受講が必要な作業を把握し、作業を有資格者に限定し、また、資格取得を推進している	両 方				
5-07-5	安全に作業を行うための服装や保護具を着用し適切に管理している	両 方				

番号	規範項目					分野
5-08	リスク評価の結果に基づき、事故時の対策が定められ、必要な備品を備えている					労働安全
解説	事故時の緊急対応：連絡網が整備され、全作業者に周知されていること。 応急手当の備品：最低限の救急用具を備えていれば良い。 農薬・肥料暴露、接触時の応急手当の備品：基本的に流水洗浄が可能なように準備していれば良い。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
5-08-1	事故時の緊急対応が定められている	両 方				
5-08-2	怪我などの事故時の応急手当の備品を備えている	両 方				
5-08-3	農薬・肥料のラベルや安全データシートの記載事項に合わせ、暴露、接触時の応急手当の備品を備えている	両 方				

6. 経営資源						
番号	規範項目					分野
6-01	圃場や栽培用の施設への入場ルールを定め、入場者（訪問者含む）へ掲示などの方法で周知している					農場経営管理
解説	人に由来する汚染を防ぐために、農場内における人の行動についてルールを決め、入場者にそのルールを確実に実施させるための対策を講じる。作業者が農場のルールを守っていても、外部からの訪問者による汚染や事故が発生する可能性があるため、作業者だけでなくすべての入場者に周知し遵守させる。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-01-1	食品安全の確保（健康チェック、手洗い、感染対策、農産物への直接の接触注意など）について入場ルールを定めている	両方				
6-01-2	異物混入対策（服装、持込み制限、喫煙・飲食の場所の限定など）について入場ルールを定めている	両方				
6-01-3	労働安全の確保（危険な機械・物への接触禁止、危険箇所等への立入禁止、農場責任者の許可を得ることなど）について入場ルールを定めている	両方				
6-01-4	環境保全（ごみの持ち帰り、指定場所への処分など）について入場ルールを定めている	両方				
6-01-5	入場ルールは、掲示等で入場者に周知している	両方				

番号	規範項目					分野
6-02	圃場及びその周辺を衛生的に管理している					食品安全 農場経営管理
解説	周辺：自らの管理責任の及ぶ範囲のこと。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-02-1	圃場から通える場所にトイレ（自ら管理するトイレだけでなく、支障なく借りることが出来るトイレであれば可）があり、衛生的に管理している	両方				

6-02-2	圃場及びその周辺を、除草、清掃している	両 方				
--------	---------------------	--------	--	--	--	--

番号	規範項目	分野				
6-03	作業用の施設には、手足の洗い場とトイレがあり、衛生的に管理している	食品安全 農場経営管理				
解説	作業用の施設：生産された農産物を出荷する形に「加工」する場所。（集荷、包装／梱包、選別、出荷、加工、乾燥、調製等をおこなう施設。） 整理：要るものと要らないものの区別を行い、要らないものを処分すること。 整頓：要るものの置く場所と置き方を決めて、名札をつけること。 清掃：ゴミやホコリが無いように掃除をすること。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-03-1	作業用の施設の整理・整頓・清掃をしている	両 方				
6-03-2	作業用の施設には、作業用の施設と隔離された手足の洗い場がある	両 方				
6-03-3	作業用の施設には、作業中に行ける場所にトイレがある	両 方				
6-03-4	作業用の施設のトイレには、手洗い場があり、衛生用の備品がある	両 方				
6-03-5	トイレを清掃し、害虫の発生源とならないように、殺虫処理を行っている	両 方				

番号	規範項目	分野
6-04	土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性を考慮し、対策を講じている	食品安全

解説	要措置区域：「土壤汚染対策法」に基づき、土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域を指定。 農用地土壤汚染対策地域：「農用地土壤汚染防止法」により、都道府県が常時監視等により汚染を発見した地域を指定。 ※カドミウム低減対策技術：農林水産省「農産物中のカドミウム低減対策技術」を参照 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/2_taisaku/01_tec.html#					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-04-1	「土壤汚染対策法」や「農用地土壤汚染防止法」に定める区域（解説参照）の情報を把握している	生産者				
6-04-2	土壤汚染の可能性がある場合、行政等の指示、指導に従っている	生産者				
6-04-3	土壤汚染の可能性がある地域に隣接する圃場についての対処計画を持ち、適切に対処している	生産者				
6-04-4	【米】農地土壤のカドミウム濃度実態を把握し、必要に応じて低減対策を行い、その効果を確認している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-05	土壌の侵食を軽減する対策を実施している					農場経営管理
解説	土壌の侵食を軽減する対策：取組例として、・適地における不耕起栽培・被覆作物の栽培（草生栽培を含む）・植生帯の設置・等高線栽培・土壌の浸透性改善（堆肥の施用等）・風向を考慮した畝立、防風垣の設置など。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-05-1	土壌の侵食を軽減する対策をしている	生産者				
6-05-2	圃場及び周辺環境を維持するため土壌侵食・風食を防止している	生産者				

番号	規範項目	分野
6-06	適切な肥料設計により土壌管理を行っている	環境保全

解説	適切な施肥：①堆肥など有機物等の活用による土づくり、②過剰施肥による生育不良や環境流失を発生させない適切な量の施肥、③温室効果ガス削減のための、根圏部分への局所施肥や肥料成分の利用効率の高い分施、肥料成分の利用効率の高い緩効性肥料の施用など。 ※温室効果ガス排出の削減の具体的な取組事例は、「みどりのチェックシート解説書」（農林水産省）参照 https://gap.maff.go.jp/greencheck/environment/ 土壌診断：適切な施肥設計、土壌改良を行うために、過剰もしくは不足する土壌の成分、養分を把握すること。 ※地力増進法・関連情報 https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_dozyo/houritu.html					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-06-1	適切な施肥による肥培管理（地力の回復、維持、改善）を行っている	生産者				
6-06-2	土壌診断の計画を持っている	生産者				
6-06-3	土壌診断の結果に基づき、施肥を行っている	生産者				

番号	規範項目	分野				
6-07	使用する水の用途ごとに、水源を把握している	食品安全				
解説	水源の汚染がわかった場合の改善策：汚染の原因（水路・バルブの家畜、下水、住居排水による汚染等）を除去し、定期的な水質検査による汚染の監視を行う。汚れが残っている可能性がある間は、可食部に直接かかるかん水と可食部にかかる薬剤の希釈に使わない。 清潔な水：例えば水道水を使用する。水道水以外の場合には、「飲用井戸等衛生対策要領」に基づく水質検査を実施して、引用井戸水と同等レベルかを確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-07-1	農産物と直接接触する水（灌水用、防除の希釈水、農産物洗浄（根元含む））、間接的に接触する水（種子や育苗用、収穫用器具・機械洗浄、手洗い、拭取り道具洗浄用（タオルや軍手を洗う水）、運搬器具など洗浄用）の水源を把握している	生産者				

6-07-2	水源の汚染がわかった場合は、改善策を実施している	生産者				
6-07-3	【青果】直接接触する水のうち農産物洗浄用、間接的に接触する水のうち拭取り道具洗浄、手洗い用は清潔な水であること	生産者				
6-07-4	圃場ごとに取水、排水経路が明確で、圃場台帳等に記載し、把握している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-08	水質汚染地域の情報を把握している					食品安全
解説	水質汚染地域：自治体などから通知された地域。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-08-1	行政から通知等で水質汚染地域の情報を把握している	生産者				
6-08-2	通知地域外で水質汚染地域である可能性のある圃場についての対処計画を持ち、適切に対処している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-09	【青果】養液栽培の場合、培養液汚染防止対策を行っている					食品安全
解説	培養液の細菌汚染防止のため、適切に交換しているかを確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-09-1	養液栽培の場合、培養液を衛生的に維持・管理し汚染防止に留意している	生産者				
6-09-2	養液栽培の排水は、周辺の水質を汚染しないように処置して排出している	生産者				

番号	規範項目					分野
----	------	--	--	--	--	----

6-10	圃場や施設で使用する水や排水が汚染されないように管理している					環境保全
解説	圃場で使用する水：灌漑水、農薬の希釈用の水等、主に農産物を生産することを目的に使用される水。 水源の汚染がわかった場合の改善策：汚染の原因（水路・バルブの家畜、下水、住居排水による汚染等）を除去し、定期的な水質検査による汚染の監視を行う。汚れが残っている可能性がある間は、可食部に直接かかるかん水と可食部にかかる薬剤の希釈に使わない。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-10-1	圃場で使用する水は、取水と排水が別の系統になっている	生産者				
6-10-2	肥料等によって河川、用水を汚染する危険性がない	生産者				
6-10-3	水源の汚染がわかった場合は改善策を実施している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-11	【米】代かき後の濁水流出に配慮している					環境保全
解説	代かき：田植え前に圃場に水を入れ、土を細かく砕き、かき混ぜ表面を平らにする作業。濁水の流出にともなう環境負荷を軽減するため、畦畔（けいはん）等からの漏水を防ぐことも重要。また、農薬を使用した場合は農薬のラベルに記載されている止水に関する注意を遵守しているか確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-11-1	代かき後の濁水流出防止対策を実施している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-12	栽培、育苗用の施設について、適切な内部構造、防犯設備等を確保している					農場経営管理

解説	栽培,育苗用の施設：ビニール／ガラスハウス等を指す。 侵入防止、盗難防止措置：出入口の確実な施錠の実施、関係者以外の立入を禁ずる掲示の実施等。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-12-1	施設は、十分な強度を持っている	生産者				
6-12-2	施設には、汚染や害虫の侵入等の防止措置が採られている	生産者				
6-12-3	施設には、侵入防止、盗難防止措置が採られている	生産者				

番号	規範項目					分野
6-13	作業用の施設は、適切な内部構造、防犯設備等を確保しており、安全に農産物の集荷、保管、出荷を行うことができる					食品安全
解説	作業用の施設：生産された農産物を出荷する形に「加工」する場所。（集荷、包装／梱包、選別、出荷、加工、乾燥、調製等をおこなう施設。） 侵入・盗難防止措置：出入口の確実な施錠の実施、関係者以外の立入を禁ずる掲示の実施等。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-13-1	作業用の施設（農産物取扱施設、保管施設、機械・肥料・農薬保管庫等）は、十分な強度を持っている	生産者				
6-13-2	作業用の施設（農産物取扱施設、保管施設、機械・肥料・農薬保管庫等）は、部外者の侵入・盗難防止措置が採られている	生産者				
6-13-3	各作業用の施設、倉庫の明るさを十分に確保している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-14	農産物の汚染や異物混入を防ぐため、作業用の施設内の整理、整頓、清掃を行い、清潔な状態を維持している					食品安全

解説	整理：要るものと要らないものの区別を行い、要らないものを処分すること。 整頓：要るものの置く場所と置き方を決めて、名札をつけること。 清掃：ゴミやホコリが無いように掃除をすること。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-14-1	施設内の整理、整頓、清掃の方法を定め、定められた方法に従い、定期的実施している	生産者				
6-14-2	施設が清潔な状態であることを定期的に点検している	生産者				
6-14-3	【青果】農産物の水洗い場は作業用の施設と区分している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-15	農産物の異物混入や汚染、病原性微生物の繁殖を防ぐため、有害生物の侵入防止対策を講じ、駆除している					食品安全
解説	害虫、野生生物の侵入防止対策：発生しやすい有害生物を把握する。有害生物の侵入路を塞ぎ、物理的に駆除する。薬剤での駆除は、農産物に影響がないように、保健所または専門業者に相談した上で実施。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-15-1	ペットを作業用の施設に入れていない	生産者				
6-15-2	全ての害虫、および野生生物に対する侵入防止対策を立てている	生産者				
6-15-3	農産物や周辺環境を汚染しないように、害虫を駆除している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-16	作業用の施設での農産物への汚染や異物混入対策を行っている					食品安全
解説	異物が混入しないよう配慮された清潔な服装か、施設に害虫や野生動物等が侵入しないための具体的な手立てが確実におこなわれているか確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント

6-16-1	清潔な服装と作業に適した装備をしている もの以外の入場を認めていない	生産者				
6-16-2	作業者の症状から感染症が疑われる場合、 可食部に直接触れる作業をさせていない	生産者				
6-16-3	作業者の持ち込み品を制限している	生産者				
6-16-4	部外者の立ち入りを認めていない	生産者				

番号	規範項目					分野
6-17	作業者に怪我や病気が発生した場合の対応を決めている					食品安全
解説	作業者の安全を確保するとともに、農産物の安全を確保する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-17-1	作業者の健康状態を作業日ごとに確認し、 作業者が病気にかかったり、怪我をした場合の 対応手順を決めている	生産者				

番号	規範項目					分野
6-18	圃場、栽培施設での異物混入防止や交差汚染対策をとっている					食品安全 農場経営管理
解説	異物混入対策や交差汚染対策としてエリア分けや器具等の使い分けされているが確認する。 交差汚染：病原菌やアレルギーを含む物や人に触れることによって、汚染が広がること。器具やエリアを分ける対策が有効。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-18-1	異物混入の原因になる、作業に使用した器具の 数量確認や、不要物（カッターの刃、針金、 プラスチック等）を適切に処分している	生産者				
6-18-2	喫煙・飲食の場所を限定し、農産物への異物 混入、交差汚染等を防止している	生産者				

6-18-3	他の農産物、飲食物等からの食中毒原因物質の混入、交差汚染等を防止している	生産者				
--------	--------------------------------------	-----	--	--	--	--

番号	規範項目					分野
6-19	【青果】収穫した農産物を区分管理している					食品安全 農場経営管理
解説	納品伝票等の記録により区分管理を行うことで誤出荷を防止することが重要。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-19-1	取引先と合意した内容に基づき、収穫した農産物を区分管理している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-20	収穫作業、収穫後の農産物への異物混入の防止策をとっている					食品安全 農場経営管理
解説	異物が混入しないよう配慮された清潔な服装で収穫作業を行っているかを確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-20-1	収穫器具からの農産物の汚染、異物混入がないようにしている	生産者				
6-20-2	収穫中、および収穫した農産物を取り扱う際、帽子、手袋、決められた服装を着用している	生産者				
6-20-3	収穫後、作業用の施設・倉庫に農産物を運搬する際、運搬具や収穫容器からの汚染、異物混入がないようにしている	生産者				

番号	規範項目					分野
6-21	作業用の施設の喫煙・飲食場所を指定している					食品安全 農場経営管理
解説	喫煙・飲食場所が頻繁に移動されていないかを確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-21-1	喫煙場所、飲食場所は、作業用の施設、資材置き場と異なる場所に設置している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-22	農産物は適切な温度で、適切に衛生管理された施設に保管している					食品安全
解説	出荷する農産物の品質を確保するために重要。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-22-1	【米】品質を保つための最適な温度、湿度を決めている	生産者				
6-22-2	【米】保管、選別・包装等の各工程で、適切に米の温度・湿度を管理している	生産者				
6-22-3	【青果】農産物の特性にあわせて、品質を保つための最適な温度を決めている	生産者				
6-22-4	【青果】農産物の入荷から出荷まで、農産物の特性にあわせて適切に温度管理している	生産者				
6-22-5	農産物の衛生状態を確保するための手順書を作成している	生産者				
6-22-6	【青果】りんごの保管にあたっては、カビ毒（パツリン）汚染の防止・低減対策を実施している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-23	農機具・農業用の資材・器具、及び運搬用の器具を、清潔に保っている					食品安全 環境保全 労働安全
解説	農業用の器具：ナイフ、ハサミ、スコップ、鎌、鋤、鍬、長靴等。 運搬用の器具：コンテナ等。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-23-1	管理すべき器具・容器・設備・機械・装置及び運搬車両について、一覧表等で把握している	生産者				
6-23-2	農機具、農業用の資材、器具、及び運搬用の器具を清潔に保ち、定位置、定数管理をしている	生産者				

6-23-3	農機具や収穫容器等の資材が汚染した場合の洗浄や必要に応じて実施した殺菌消毒の記録を保管している	生産者				
--------	---	-----	--	--	--	--

番号	規範項目					分野
6-24	機械・装置・器具等を、適切に管理している					食品安全 環境保全 労働安全
解説	使用後の整備の状況、管理の実態を確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-24-1	機械・装置・器具等は、使用後は適切に整備している	生産者				
6-24-2	機械・装置・器具等は、盗難防止や安全対策に配慮した場所に保管している	生産者				
6-24-3	ボイラー及び圧力容器を設置・使用する場合、必要な届出を行い、必要な場合取扱作業主任者を設置し、定期自主点検の記録を作成・保存している	生産者				

番号	規範項目					分野
6-25	食品安全や品質を担保するための計量器や計測機器類を適切に管理している					農場経営管理
解説	計測機器類：計量器、温度計、糖度計、水分計などの農産物の品質を計測する機器類。 計量器の点検：標準分銅を活用し自ら行うか、計量士の検査を受ける。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-25-1	計量器や校正が必要な機器を把握して、校正を適切に行っている	生産者				
6-25-2	計量器のゼロ点、風袋引き数値が正確に行われている	生産者				
6-25-3	食品安全や品質を担保するための装置を定期的に点検している	生産者				

番号	規範項目	分野
----	------	----

6-26	栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具や包装容器や掃除道具及び洗浄剤、消毒剤、機械油等の素材や材質を確認している					食品安全	
解説	農産物に直接触れるもの（包装容器等）は、メーカーから製品情報を入手、食品用として認められた資材を使用する。						
番号	点検項目		区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-26-1	農産物が直接接する器具や運搬車両を清潔に保つとともに、包装用の資材について、メーカーから製品情報を入手し、食品用として認められた材質であることを確認している		生産者				
6-26-2	掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等が農産物に接触しないように管理するとともに、接触する可能性があるものについては、製品情報を入手し、材質に問題がないことを確認している		生産者				

番号	規範項目					分野
6-27	包装用の資材を衛生的に管理している					食品安全
解説	包装用の資材：包装用フィルム・袋、梱包用の段ボール、ネット、緩衝用資材等。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-27-1	包装用の資材を、汚染や異物混入を防げる状態で整理、整頓している	生産者				
6-27-2	使用前に、包装用の資材の衛生状態を確認している	生産者				
6-27-3	劣化したり汚れた包装用の資材や、使用しなくなった包材を適切に処分している	生産者				

番号	規範項目	分野
6-28	家庭用の殺虫剤、殺鼠剤を適切に管理している	食品安全
解説	家庭用の殺虫剤、殺鼠剤等：家庭用に製造された噴霧型、蒸散型の殺虫剤（蚊取線香も含む）、忌避剤等	

番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-28-1	家庭用の殺虫剤、殺鼠剤等の使用や保管の際に、農産物、作業用の施設、設備を汚染しないように管理している	生産者				

番号	規範項目	分野
6-29	事故を防ぐため、機械、装置、器具等は適正に使用している	労働安全

解説 過積載など、取扱い基準を超えて使用していないことを確認する。

番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-29-1	機械、装置、器具等は、使用前に安全装置を確認して使用している	生産者				
6-29-2	機械、装置、器具等は、取扱い説明書などに従い、適正に使用している	生産者				
6-29-3	機械、装置、器具等は、不正な改造をしていない	生産者				

番号	規範項目	分野
6-30	燃料やオイルの適切な管理を行っている	食品安全 環境保全 労働安全

解説 エネルギー消費を軽減し温室効果ガスの排出を削減するとともに、油漏れや液漏れなどの土壌汚染が起こらないようにする。
※温室効果ガス排出の削減の具体的な取組事例は、「みどりのチェックシート解説書」（農林水産省）参照 <https://gap.maff.go.jp/greencheck/environment/>

番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-30-1	燃料やオイルは、農産物との接触が無いように保管している	生産者				
6-30-2	燃料やオイルが、環境の汚染源とならないように、漏れ防止措置、漏れた場合の対策を講じている	生産者				

6-30-3	燃料やオイルは、大規模火災の原因とならないように、消防法等法令を遵守し、自治体により定められた方法、表示、量を守っている	生産者				
6-30-4	使用済みの燃料、オイルを、法令や決められた方法に基づき適切に処分している	生産者				
6-30-5	施設・機械等を適切に使用して、不必要・非効率なエネルギー消費を低減している	生産者				
6-30-6	再生可能エネルギーの利用促進を行っている	生産者				
6-30-7	省エネタイプの機械・器具の導入を行っている	生産者				

番号	規範項目					分野
6-31	農場から発生する廃棄物を適切に分別・管理している					食品安全 環境保全
解説	廃棄物の適切な分別・管理：廃プラスチック、農薬や肥料の空袋、残った農薬、農業機械の部品等の処理は、運搬や処分の資格を有する産業廃棄物運搬業者・処理業者に委託する。作物残渣等については、不適切な焼却は法令で禁止されている。排出量や種類によって分類が産業廃棄物、事業系一般廃棄物、家庭系一般廃棄物となり、自治体により処分方法が異なるので、処分方法を自治体に確認する。また、作物残渣と基材や資材等を適切に分別することも大切。作物残渣とウレタン基材やマルチ、ピンチなどの農業資材を分別しないままにすると、堆肥の原料等の有機物としても、廃プラスチックとしての処分もできない。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-31-1	農場からの廃棄物を一覧表等で把握している	生産者				
6-31-2	農場から出る廃棄物を、環境を汚染しない決められた場所に保管している	生産者				
6-31-3	農場から出る廃棄物を、法令や決められた方法に基づき適切に処分している	生産者				

6-31-4	作物残さ等の有機物のリサイクルなど、廃棄物の削減に取り組んでいる	生産者				
6-31-5	農薬の空き容器を、環境を汚染しない決められた場所に保管している	生産者				
6-31-6	農薬の空き容器を法令や決められた方法に基づき適切に処分している	生産者				
6-31-7	破材、廃棄物を、環境を汚染しない決められた場所に保管している	生産者				
6-31-8	破材、廃棄物を、法令や決められた方法に基づき適切に処分している	生産者				
6-31-9	使用済みの農業資材、不要な農業機械を環境を汚染しない決められた場所に保管している	生産者				
6-31-10	使用済みの農業資材、不要な農業機械を法令や決められた方法に基づき適切に処分している	生産者				
6-31-11	【団体】団体自らの、あるいは生産者から回収した廃棄物は環境を汚染しない決められた場所に保管している	団体				
6-31-12	【団体】団体自らの、あるいは生産者から回収した廃棄物を、法令や決められた方法に基づき適切に処分している	団体				
6-31-13	【団体】事業系一般廃棄物、産業廃棄物として処分する廃棄物をリストにして保持している	団体				
6-31-14	【団体】廃棄物ごとに処理に当る事業者が特定できる	団体				
6-31-15	【団体】事業者が処理したことを、manifestoの回収を活用して確認している	団体				

番号	規範項目	分野
----	------	----

6-32	農薬や肥料を使用する際には、周辺住民、周辺環境に配慮している					環境保全
解説	周辺住民への理解を得る努力を実施することで環境と調和のとれた事業を継続運営することが重要。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-32-1	農薬を使用する際には、周辺住民への告知、注意喚起を行っている	生産者				
6-32-2	農薬を使用する際には、周辺への飛散が少ない方法を選択している	生産者				
6-32-3	被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、必ず被覆し、揮散を防止する対策を取っており、使い切った後は、残液・残臭処理を行っている	生産者				
6-32-4	圃場に堆肥や肥料を施用する際に、過剰な臭気が発生しないように配慮している	生産者				
6-32-5	圃場・作業用の施設（あるいは農場）から、騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等がないように配慮し、違反や問題が発生した場合、手順に従い適切な対応を行なっている	生産者				

番号	規範項目	分野				
6-33	生物多様性に配慮して鳥獣被害防止対策を行っている	環境保全				
解説	取組例：食品残渣の管理の徹底、放任果樹の除去、侵入防止柵の設置、追い払い活動や追い上げ活動の実施。 在来種に関しては駆除を前提としない鳥獣害防止対策、特定外来生物については、自治体と連携して駆除に努める。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-33-1	食品残さの管理、放任果樹の除去、侵入防止柵の設置等、鳥獣を寄せつけない取り組みをしている	生産者				

番号	規範項目	分野
----	------	----

6-34	生物多様性への配慮と維持・増進を目指した生産活動を行っている					環境保全
解説	環境と調和のとれた農業生産を実施し、地域固有の生態系を破壊しないため。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
6-34-1	【青果】セイヨウオオマルハナバチを使用している場合は、法令を遵守している	生産者				
6-34-2	外来生物（天敵農薬等）を活用している場合は、使用後に殺処分している	生産者				
6-34-3	農場・農場周辺に生息する動植物を把握し、その増減を確認している	生産者				

7. 栽培管理						
番号	規範項目					分野
7-01	種子や苗の品種、使用農薬を管理している					食品安全
解説	購入伝票：購入に際して販売者が発行する伝票。またはそれに代わる帳票。購入状況がわかるだけでなく、種子や苗の農薬使用状況がわかる帳票も含むものとする。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-01-1	信頼できる供給元から、適正な手段で種苗を入手している	生産者				
7-01-2	種子や苗の購入伝票を整理し、保管している	生産者				
7-01-3	自家採種の場合、採種した場所、時期、種子消毒の成分名・方法・回数について記録している	生産者				

番号	規範項目					分野
7-02	隣接圃場からの農薬ドリフトの影響がないように管理している					食品安全
解説	取組例：農薬散布時期を知らせてもらう。農産物が収穫時期を迎える際には農薬の使用を控えてもらう。使用する農薬を揃える。旗や目印でドリフトへの注意を促す。ドリフト低減ノズルの使用を依頼する。畦畔・境界部に緩衝地帯や防風ネット、風よけとなる緑肥を栽培する等。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-02-1	周辺圃場の農薬使用者とコミュニケーションをとり、地域ぐるみで農薬の影響がないように取り組んでいる	生産者				

番号	規範項目					分野
7-03	農薬の使用を減らす取り組みをしている					環境保全
解説	環境への負荷を軽減し、持続的な農業生産を行うため、農薬の使用を減らす取り組みは重要。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント

7-03-1	圃場周辺の環境整備等を行い、害虫や病気の発生を抑制している	生産者				
7-03-2	生産する農作物に関する病虫害の発生予察情報を収集している	生産者				
7-03-3	使用する農薬の種類、量、時期は、発生予察情報に基づいて決めている	生産者				
7-03-4	化学的防除、耕種的防除、物理的防除、生物的防除を組み合わせ総合的な防除を実施している	生産者				
7-03-5	【団体】農薬の使用を低減するため、様々な情報を収集し、生産者に伝えている	団体				
7-03-6	【団体】圃場周辺の環境整備等による害虫や病気の発生抑制等の指導をしている	団体				

番号	規範項目					分野
7-04	農薬使用計画は、登録された農薬の使用基準に従って策定し、計画に基づいて適正に使用している					食品安全
解説	容器または包装の表示内容：農薬を使用できる農作物、使用量、希釈倍数、使用する時期（収穫前の使用禁止期間）、使用できる回数（使用前に記録簿を確認する）、有効期限、使用上の注意 ※ドローン散布を行う場合、使用方法に「無人航空機による散布」などの記載がありドローンで使用できる農薬であることを確認、その使用方法を遵守することが求められる。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-04-1	計画立案時に、農薬の登録（登録番号、除草剤は「農耕地用」であること）を確認している	生産者				
7-04-2	計画立案時に適用作物、対象病虫害、使用回数、総使用回数、収穫前日数、使用方法を確認している	生産者				
7-04-3	農薬使用の都度、容器または包装の表示を確認し、表示内容を守って農薬を使用している	生産者				

番号	規範項目					分野
7-05	農薬を適切に調製し、使用した計量器等を適切に洗浄している					環境保全
解説	農薬調製時もラベル記載の防護装備を身に着けること。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-05-1	農薬の調製場所を特定できる	生産者				
7-05-2	農薬の調製場所は、周辺環境を汚染したり、農産物に農薬が混入するリスクがない	生産者				
7-05-3	適用病虫害、希釈倍数、使用方法に間違いがないように、ラベルの記載事項を確認している	生産者				
7-05-4	調製は、適切な農薬調製器具を使用し、ラベルに記載された防護装備（保護メガネ、指定されたマスク、手袋、不透性衣類など）を身に着けている	生産者				
7-05-5	農薬の使用残が発生しないよう必要な量だけを秤量して散布液を調製している	生産者				
7-05-6	農薬の調製に使用した計量容器、一次希釈用バケツなどの器具を使用後に洗浄している	生産者				
7-05-7	器具を洗浄した水は、河川や用水、作業用の施設等、周辺の環境や後作に影響を与えないよう配慮し、作物の植え付けされていない圃場の土壌に撒いている	生産者				

番号	規範項目					分野
7-06	混植している作物相互の汚染や隣接圃場への農薬の飛散が起これないように管理している					環境保全
解説	混植：同一圃場内に異なる農産物を植えていること。 隣接圃場：隣合わせて存在する圃場。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント

7-06-1	【青果】混植圃場を把握している	生産者				
7-06-2	隣接圃場の作物を把握している	生産者				
7-06-3	【青果】混植作物への汚染防止のために、散布時の風向、風力や、散布機、ノズルの変更、圧力の低減、散布方法に注意している	生産者				
7-06-4	隣接圃場への汚染防止のために、散布時の風向、風力の注意、散布機、ノズルの変更、圧力の低減、散布方法に注意している	生産者				
7-06-5	周辺の農作物生産者に対して事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬について連絡している	生産者				

番号	規範項目					分野
7-07	ドリフトリスク低減対策を行っている					環境保全
解説	ドリフトリスク低減のため、混植圃場、隣接圃場に留意し、地域内でコミュニケーションを図ること。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-07-1	【青果】【団体】生産者に、混植圃場を把握し、農薬の飛散を防止するよう指導している	団体				
7-07-2	【団体】生産者に、隣接圃場の作物を把握し、農薬の飛散を防止するよう指導している	団体				
7-07-3	【団体】生産者に、農薬散布時の風向、風力の注意、散布機、ノズルの種類、圧力、散布方法などに注意するよう指導している	団体				
7-07-4	【団体】生産者に、使用する農薬の適用対象、休薬期間、剤型を考慮するよう指導している	団体				

番号	規範項目	分野
----	------	----

7-08	農薬を安全に使用するための服装・保護具を着用し、適切に管理している					労働安全
解説	農薬使用の際の服装・保護具：必要に応じてマスク、防護メガネ、手袋、長靴、カッパ、エプロンなどを着用する。マスクは、農薬ラベルの表示内容に基づき、適切なマスクを選択する。 具体的な保護具の記載がない農薬であっても、「農薬用マスク」、「長袖長ズボンの作業着」、「手袋」を着用することが基本。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-08-1	防除にあたっては、農薬容器の表示内容等に基づき、安全に作業を行うための服装や保護具を着用している	生産者				
7-08-2	防除後は着衣のまま洗浄し、脱衣後に、よく乾かし農産物や他の資材との接触を防止し保管している	生産者				

番号	規範項目					分野
7-09	【米】水田からの農薬の流出に配慮している					環境保全
解説	農薬のラベルに記載されている止水に関する注意を遵守しているか確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-09-1	水田からの農薬流出を防止する対策を実施している	生産者				

番号	規範項目					分野
7-10	農薬の散布機や防除器具を適切に管理・洗浄している					食品安全 環境保全
解説	農薬の散布機、器具が使用する薬剤ごとに専用になっている場合、仮に薬剤がタンク内、ホース等に残留していても、希釈等によって「適用外使用」、「基準値オーバー」等の懸念がない場合は、洗浄を義務付けない。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-10-1	農薬使用前に防除器具等を正常かどうか点検している	生産者				

7-10-2	農薬の散布機を使用後に洗浄している	生産者				
7-10-3	洗浄後の汚水は、農産物、作業用の施設、河川、用水を汚染しないように排水している	生産者				
7-10-4	調製した農薬は使い切り、作り置き、継ぎ足しはしていない。余ってしまった場合は、人・作物・環境に影響が無い場所に廃棄している	生産者				

番号	規範項目						分野
7-11	農薬の使用記録を作成・保管している						食品安全 環境保全 労働安全
解説	農薬の使用記録の項目：(1) 農薬を使用した年月日、(2) 農薬を使用した場所、(3) 農薬を使用した農作物等、(4) 使用した農薬の種類または名称、(5) 使用した農薬の単位面積当たりの使用量、希釈倍数						
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント	
7-11-1	農薬の使用記録（種子や苗に使用した農薬、展着剤、畦畔に使用した除草剤も含む）があり、農薬が適切に使用されたことを確認することができる	生産者					
7-11-2	農薬に関する責任者を決め、その責任者が防除を一元的に管理、指示する体制を整え、農薬適正使用の指示と検証を行っている	生産者					

番号	規範項目						分野
7-12	農薬を適切に保管・在庫管理している						食品安全 環境保全 労働安全
解説	鍵がかかる場所：農薬が保管されている倉庫、納屋など施設全体に施錠できること。もしくは農薬保管庫などの設備に施錠できること。 農薬管理台帳：農薬の入出庫、在庫の数量を記載した文書を指す。						
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント	
7-12-1	農薬は、圃場及び作業用の施設を汚染しないように区分けして保管している	生産者					

7-12-2	農薬は、落下しても飛散する危険性がないよう保管している	生産者				
7-12-3	農薬は、誤飲・誤使用防止のため、他の容器（特に食品）に移し替えていない	生産者				
7-12-4	毒物・劇物及び危険物は、それらを警告する表示を行い、他の農薬と区分して保管している	生産者				
7-12-5	立入可能な保管庫の場合、通気性を確保している	生産者				
7-12-6	農薬の保管場所を施錠している	生産者				
7-12-7	鍵の所有者を特定できる	生産者				
7-12-8	農薬の管理台帳を作成し、更新している	生産者				
7-12-9	農薬の購入の記録、伝票がある	生産者				
7-12-10	台帳に記載された農薬の数量と実際の在庫は一致している	団体				
7-12-11	期限切れの農薬があった場合、間違い防止のために区分管理を行い、適切に処分している	団体				
7-12-12	【団体】 団体が購入した農薬、肥料等は、購入時と生産者への配布時の記録あるいは伝票を持っている	団体				
7-12-13	【団体】 農薬を販売する場合、農薬販売店として都道府県の届け出を行い、販売帳簿を3年間保管している	団体				

番号	規範項目	分野
7-13	【団体】 各生産者の生産記録を出荷前に点検し、適切な収穫管理を指導している	食品安全

解説	生産記録：使用農薬・肥料および収穫量を明記、問題が発生した際に原因の特定、対象範囲の特定に確実に対応できるもの。形式は問わない。 適切な収穫管理の指導：生産記録、天候状況、外気温、積算温度、サンプル収穫点検結果などをもとに、適期適時収穫、収穫後から出荷までの温度管理等を生産者に適切に指導すること。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-13-1	防除、収穫及び農薬の在庫の記録を活用し、農薬の使用基準違反がないことを、農薬の責任者が検証している	団体				
7-13-2	品種、品目毎に、生産記録等をもとに、適切な収穫管理をしている	団体				

番号	規範項目					分野
7-14	農薬残留検査の計画を作成し、実施している					農場経営管理
解説	内外の検証プログラムに参加：例えば、取引先との合意に基づき、取引先の残留農薬検証ルールで運用している場合等。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-14-1	周辺からのドリフトリスク等をも考慮した、残留農薬の管理ルールに基づいた仕組みがある。※内外の検証プログラムに参加している場合は該当外	生産者				
7-14-2	検査結果から異常値判断を行い、原因と対策を講じることができる	生産者				

番号	規範項目	分野				
7-15	施肥計画は、食品安全、環境保全に配慮して策定している	食品安全 環境保全				
解説	原材料・製造工程の確認：肥料メーカーや販売店から使用する肥料の原材料、製造工程、発酵温度等の情報を入手し、放射性物質や重金属、化学物質の汚染リスクがないか、発酵温度と堆積期間等から病原性微生物の汚染リスクがないか等を判断する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-15-1	肥料は、必要な量だけを環境に配慮して使用している	生産者				

7-15-2	適切な施肥設計を行うために、使用する肥料の成分を確認している	生産者				
7-15-3	使用する肥料、土壌改良のために投入する資材・客土等は、農産物や環境の汚染、農産物の生育障害を防止するため、原材料・製造工程を確認している	生産者				

番号	規範項目					分野
7-16	施肥計画・施肥基準書に沿った施肥作業を行っている					環境保全
解説	施肥基準書：各都道府県が品種ごとに定めた「栽培要領」等に従って、対象農産物、施肥時期、施肥量を定めた基準書。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-16-1	肥料の施肥基準を確認している	生産者				
7-16-2	施用量、施用方法を守っている	生産者				
7-16-3	化学肥料の使用量、使用回数を減らす取り組みをしている	生産者				

番号	規範項目					分野
7-17	肥料・堆肥を適切に製造、保管、使用している					食品安全 環境保全 労働安全

解説	肥料：肥料取締法を根拠に定められた資材を指す。 土壌改良資材：地力増進法・肥料取締法を根拠に定められた資材を指す。 肥料・土壌改良剤の記録内容：施用日、施用場所、農作物、肥料の名称、施用面積、施用量など。 堆肥：わら、落ち葉、家畜糞尿などを原料に、微生物などの働きによって作られた有機肥料。 堆肥の記録内容：堆肥の種類、施用した圃場、日、量、窒素量など。 適切な堆肥：病原微生物による汚染防止、外来雑草種子等の殺滅のため数日間発酵したもの。 ※生石灰など、引火、発火の可能性がある化成肥料を、同一箇所に大量に保管していないか確認する。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-17-1	肥料（種子や苗に使用した肥料を含む）・堆肥・土壌改良材を、いつ、どこに使用したかを記録し、使用記録と購入伝票を保管している	生産者				
7-17-2	使用した肥料、土壌改良資材等が栽培計画書と異なる場合、肥料登録等により、食品安全や環境保全、労働安全に影響を及ぼさないことを確認している	生産者				
7-17-3	肥料等を崩落・落下、発熱・発火しないように適切に保管している	生産者				
7-17-4	肥料等の袋は劣化したり破損したりして、漏れ出していない	生産者				
7-17-5	肥料等によって圃場、農産物、作業用の施設、河川、用水を汚染する危険性がない	生産者				
7-17-6	農薬登録されている肥料、農薬が添加されている肥料を適切に管理している	生産者				
7-17-7	堆肥を製造する場合、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子・有害微生物の殺滅対策等を実施している	生産者				

7-17-8	堆肥を施用する場合、雑草種子・有害微生物の殺滅対策の実施や除草剤成分の混入可能性など、堆肥原料に関する情報を確認している	生産者				
7-17-9	堆肥を製造、保管、使用している場合は、周辺環境、土壌、水源、地下水等を汚染しないように措置し、管理している	生産者				
7-17-10	未熟堆肥と肥料の交差汚染や、堆肥と農産物の直接接触を防止している	生産者				
7-17-11	肥料等の出入庫を管理し、記録している	生産者				

番号	規範項目					分野
7-18	【スプラウト類】スプラウト類は、安全性に配慮し、衛生的に生産、取り扱っている					食品安全
解説	スプラウト類の栽培は微生物の増殖に適しており、多くのスプラウト類は未加熱で食べられることが多いことから、衛生管理が重要。 （対象）主に穀類、豆類、野菜の種子を人為的に発芽させた新芽で、発芽した芽と茎を食用とするもの（かいわれ大根、ブロッコリースプラウト、豆苗、もやしなど） （参考）農林水産省の衛生管理指針 ・スプラウト生産における衛生管理指針 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/pdf/sprout_shishin.pdf ・もやし生産における衛生管理指針 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-5.pdf					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-18-1	スプラウト類の農産物取扱工程における衛生管理体制（作業手順の文書化・掲示、作業内容の記録・点検・保管など）を整備している	生産者				
7-18-2	農産物は、定期的に微生物検査を行い、適切に衛生管理ができているか検証している	生産者				
7-18-3	スプラウト類の農産物取扱工程では、作業者の衛生管理（健康チェック、手洗い・消毒、靴の消毒、定期的な検便）を行っている	生産者				

7-18-4	スプラウト類の培地、栽培容器は、安全性を確認し、衛生的に保管している	生産者				
7-18-5	スプラウト類に使用する水は、水質検査、給水設備の保守管理、異物混入防止対策、微生物汚染防止対策を実施している	生産者				
7-18-6	スプラウト類（種子、作物を含む）を扱う場所は、他の区域との境界を明確にし、衛生管理を実施している	生産者				
7-18-7	スプラウト類の生産設備（機器、清掃道具など）は、工程ごとに専用化し、他の工程で使用していない	生産者				
7-18-8	スプラウト類の種子は、殺菌処理し、殺菌後は衛生的に保管・取り扱っている	生産者				

番号	規範項目					分野
7-19	【きのこ類】きのこ類は、安全性に配慮し、衛生的に生産、取り扱っている					食品安全
解説	1-1.原木、菌床資材等、種菌の安全性の確認：採取地、樹種、採取後の処理、組成成分や配合、使用方法等が明らかなものを受け入れる。 1-2.原木、菌床資材等、種菌の適切な管理：排水・温度・湿度管理、飛散防止、飛来物による汚染防止、再利用容器の洗浄・殺菌など。 2.培養施設の適切な環境条件の維持と衛生管理：栽培施設や加温・加湿装置の定期的な清掃・殺菌・点検、栽培施設の温度・湿度のモニタリング、雑菌の繁殖状況の定期的な点検と清掃・除去など。 4.培地調製、種菌接種の衛生的な実施：培地の基材・栄養材・添加物等の安全性確認、ミキサー混合・詰込み完了後の培地の速やかな滅菌・冷却、滅菌完了後の培地・種菌の無菌状態での作業、培養中の菌床の定期的な検査、有害菌等による汚染の撤去など。					
番号	点検項目	区分	自己点検	コメント	二者点検	コメント
7-19-1	きのこ類の原木、菌床資材（基材、栄養剤、添加剤など）、容器・資材、種菌は、安全性（重金属や病原性微生物、化学物質、放射性物質で汚染されていないこと）を確認し、適切に管理している	生産者				

7-19-2	きのこ類の培養施設は、温度・湿度など適切な環境条件を維持し、衛生管理を実施している	生産者				
7-19-3	菌床資材の使用記録、および各工程の作業記録を作成・保存している	生産者				
7-19-4	きのこ類の培地調製、種菌接種を衛生的に実施している	生産者				

【規範で要求している文書一覧】

文書名	規範番号
交流計画・交流実績の記録	1-02
【団体】取引基本契約書	1-04
【団体】仕様書	1-04
【団体】商談記録・協議会等の議事録	1-04
適正農業規範（GAP）の自己点検結果	1-05
圃場台帳	2-01、6-07
【団体】生産者台帳	2-01
施設、設備台帳	2-02、6-23
機械・運搬車両・機具・装置・容器・計測機器類の台帳	2-02、6-23
機械・計測機器類の保守管理記録	2-02
コンプライアンス体制の責任者を記載した文書	2-03
商品事故対応を含む危機管理体制及び手順を記載した文書	2-03
商品事故対応を含む危機管理対応を記録した文書	2-03
品質管理体制及び品質管理の手順を記載した文書	2-03
農場のルール、農場運営に関する手順書・基準書	2-04、5-02
【団体】巡回や学習会の結果の記録	2-05
【団体】基本的な法令についての最新の情報	2-06、2-07
生産計画	3-02、7-13
生産記録	3-03
リスク評価書（食品安全・労働安全・環境保全）	4-01
収穫記録※	4-02
【米】米の乾燥調整／保管の記録※（用途限定米穀、食用不適米の記録も必須）	4-03、4-12
【団体】栽培の確認会（部会）の記録	4-05
品質基準／出荷基準	4-06、5-02
出荷の作業の記録	4-06
出荷記録（規格・等級・栽培区分等も明記）	4-06
農産物の在庫管理表	4-06
【米】米の取引に関する記録	4-06
【団体】入荷記録	4-06
検品基準書または手順書	4-07
選別基準書または手順書	4-07
【米】乾燥、粳摺り、調製の基準書・手順書・記録	4-08

穀物検査記録	4-09
表示のある包材・ラベル・生産者カード等の管理台帳	4-10
【米】異種穀粒、異物を取り除く工程の管理のための記録	4-11
外部委託取引先との契約書、または契約に代わる仕様に係る文書	4-12
農産物の安全性に係る資材・サービスの提供者のリスト	4-13
農産物の安全性に係る資材・サービスの提供者の評価・選定を定めた文書	4-13
農産物の安全性に係る資材・サービスの提供者の評価の記録	4-13
労働者の名簿、賃金台帳、出勤簿	5-01
労働条件明示書（雇用契約書・就業規則と併用可、外国人の場合は、理解できる言語で書かれていること）	5-01
労働者との意見交換の実施記録	5-01
作業員・従業員の教育・訓練の記録	5-02
商品の表示に関する手順書・基準書	5-02
農薬の管理に関する手順書・基準書	5-02
肥料の管理に関する手順書・基準書	5-02
作業員・従業員の定期健康診断受診記録	5-03
緊急対応手順書（緊急時の連絡網を含む）	5-08
圃場や栽培用の施設への入場ルール	6-01
土壌診断の記録（結果）	6-06
作業員の健康管理の手順	6-17
農産物の衛生状態を確保するための手順書	6-22
ボイラー・圧力容器の定期自主点検の記録	6-24
種子・苗の購入伝票	7-01
自家採種記録（採種場所、時期、種子消毒）	7-01
農薬の使用記録	7-11
農薬管理台帳	7-12
農薬の購入記録、伝票	7-12
【団体】団体が購入した農薬・肥料等の、購入時と生産者への配布時の記録、あるいは伝票	7-12
施肥基準書	7-16
施肥・堆肥・土壌改良資材使用記録※	7-17
肥料・堆肥・土壌改良資材の購入伝票	7-17
【スプラウト類】農産物の微生物検査記録	7-18
【きのこ類】菌床資材の使用記録	7-19

※印の記録は、生産記録との統合可。収穫・保管・出荷は、別の記録として統合可。

【基本用語の定義】

この規範で頻繁に使用する用語は、以下のように定義します。

用語	定義
産直	この規範で使用する「産直」には、産消提携品、産地指定品、コープ商品等、各生協独自の商品を含む。「産直」の定義は、生協によって異なる。
農産物	生産者が自らの責任で生産し、販売するすべての農業生産物。
記録	事実の状態や数量を文書に記載すること。あるいは記載した文書。
手順書	管理方法や業務、作業などの活動について、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」するのかを明確にし、文書にしたもの。作業の指示書も含む。
管理	常に最善の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに必要な手立てをとっていること。
保管	いつでも簡単に取り出すことができる状態で持っていること。(特に記載がなければ、保管年限は3年以上とする)
更新	常に最新の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに見直しをしていること。
区分	別のものを誰にでもわかる方法で物理的に分けすること。
品質管理	品質上の目標（基準）を定めて、それを達成させるための様々な取り組みのこと。 衛生管理も品質管理のなかに含まれる。
農場経営管理	農場経営にとって必要な管理項目のこと。圃場や施設での作業等、生産工程上での管理項目にとどまらず、経営体制全体、人的資源を含む経営資源上必要な管理項目も含む。
たしかな商品	①安全性とトレーサビリティが確保されていること、②表示が正しいこと、③仕様書の内容が守られていること、④①～③のことが検証できることを指す。